

平成29年度専攻科学生募集要項から抜粋

8. 入学時及び学位授与申請時に要する経費

(1) 専攻科入学時に要する経費（予定額）

費 用	金 額
入学料	84,600円
授業料（前期分）*1	117,300円
学生会入会金*2	2,000円
学生会費（前期会費）（学園祭費を含む）	4,500円
後援会入会金*2	10,000円
後援会費（前期会費）	7,500円
独立行政法人 日本スポーツ振興センター共済掛金（1年分）	1,520円
課外活動援助基金（2年分）	6,000円
教科書・教材費	約30,000円
計	約263,000円

(注) *1 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

*2 新居浜高専の本科から入学する場合、入会金は不要です。

* 入寮を希望する場合は、上記の経費以外に67,000円程度（寄宿料、入寮費、学寮運営費、寮生会費、食費、食堂経費）が必要です。

* 経費引落し時には、別途口座振替手数料66円が必要となります。

(2) 学位授与機構の学位審査手数料

専攻科修了時に学位取得をめざす者は、学位授与機構の学位授与申請に伴う学位審査手数料（平成28年度は32,000円）が必要です。

9. 入学料・授業料等免除及び徴収猶予

以下の事由により、入学料・授業料等を免除又は徴収猶予されることがあります。

【入学料免除】（免除額は全額又は半額）

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 上記(1)に準ずる場合であって、学校長が相当と認める事由がある場合

【入学料徴収猶予】

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き終了の日までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

【授業料免除】（免除額は全額又は半額）

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(3) 上記(2)に準ずる場合であって、学校長が相当と認める事由がある場合

【寄宿料免除】

授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡した場合、又は、学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

10. 奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の規程に基づき、学資の支弁が困難と認められ、かつ、学業成績・人物ともにすぐれ、健康である者に対し、本人の申請に基づき、選考の上、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金が貸与されます。